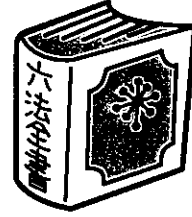


賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)にもとづき、52年4月1日より、事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。



● 制度の特色

①掛金は1人月額30,000円まで非課税です。

この制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、所轄税務署長の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上できます。しかも従業員の給与になりません。

(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

- ②この制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。
- ③毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- ④退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。
- ⑤中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。ただし他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

● 掛 金

●掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。

●口数の増加

お申出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。
※この制度の掛金は全額事業主負担です。

●掛金の運用

納付いただいた掛金から制度の運営に必要な事務経費(1口につき月額50円)を控除して、当商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約にもとづきアクサ生命保険株式会社に委託します。また、給付金額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。なお、給付金額の改定は、特定退職金共済規程にもとづき、商工会議所の議決を経て行います。

※掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。

● 給付金

●この制度の給付金はつぎのいずれかとなります。(別紙参照)

①退職給付金

加入従業員(被共済者)が退職したとき、退職給付金が支払われます。

②遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡したときには、退職給付金に加入口数1口あたり10,000円を加えた遺族給付金が遺族に対して支払われます。

③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職したとき、希望により退職年金が10年間支払われます。

●給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。給付金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

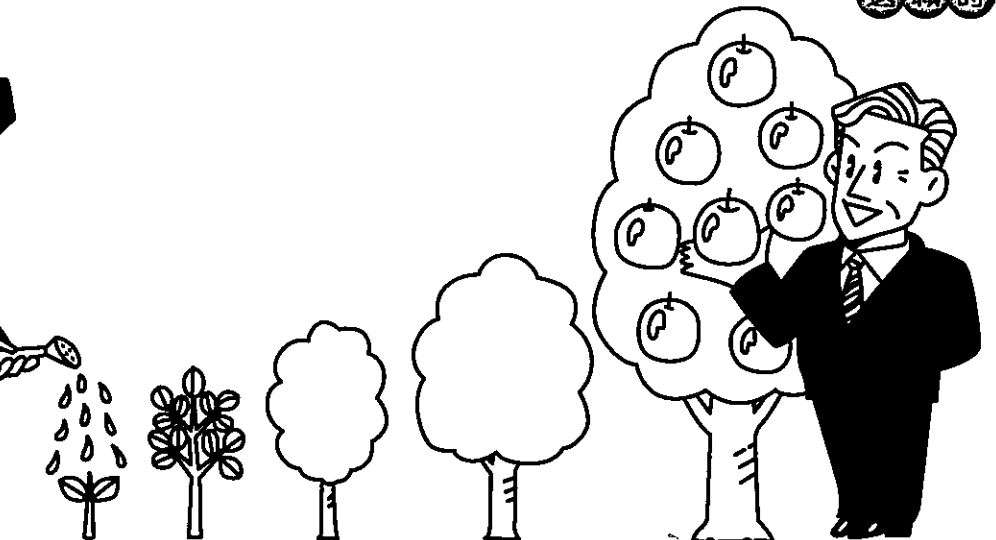
● 解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金(退職給付金と同額)を、加入従業員(被共済者)に支払います。解約手当金は、加入従業員指定の口座に振り込んで支払います。

入社時



退職時



◆税務と経理処理について

事業主が負担した掛金は全額損金または必要経費に計上できます。加入従業員(被共済者)が受取る退職給付金は退職所得、退職年金は雑所得となります。また、遺族給付金は死亡退職金として相続税の対象となり、解約手当金は一時所得となります。(所得税法施行令第72条、第183条、相続税法第3条)

※記載の税務取扱は平成27年7月1日現在の税制に基づくものです。今後取扱いが変わることがあります。

退職給付金

<退職給付金額表>

	30口	20口	15口	10口	5口
1年	327,900	218,600	163,950	109,300	54,650
2年	657,000	438,000	328,500	219,000	109,500
3年	987,300	658,200	493,650	329,100	164,550
4年	1,318,200	878,800	659,100	439,400	219,700
5年	1,650,300	1,100,200	825,150	550,100	275,050
6年	1,983,600	1,322,400	991,800	661,200	330,600
7年	2,317,500	1,545,000	1,158,750	772,500	386,250
8年	2,652,600	1,768,400	1,326,300	884,200	442,100
9年	2,988,600	1,992,400	1,494,300	996,200	498,100
10年	3,325,800	2,217,200	1,662,900	1,108,600	554,300
15年	5,026,500	3,351,000	2,513,250	1,675,500	837,750
20年	6,753,000	4,502,000	3,376,500	2,251,000	1,125,500
25年	8,505,300	5,670,200	4,252,650	2,835,100	1,417,550
30年	10,284,300	6,856,200	5,142,150	3,428,100	1,714,050

【注】

1. 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金額を支払います。
2. 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改定することがあります。(退職年金等も同様です。)
3. 脱退者については元本割れいたします。

遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡された時は退職給付金に加入口数1口当たり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

退職年金

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に代えて退職年金を支払います。

<退職年金額表>

	年金月額				
	30口	20口	15口	10口	5口
10年	28,830	19,220	14,415	9,610	4,805
15年	43,560	29,040	21,780	14,520	7,260
20年	58,530	39,020	29,265	19,510	9,755
25年	73,710	49,140	36,855	24,570	12,285
30年	89,130	59,420	44,565	29,710	14,855

【注】

1. 年金は本人の生死に関わらず10年間支払います。
2. 年金は3か月分取りまとめて年4回支払います。
3. 年金月額が10,000円に満たない時は一時金(退職給付金)での支払いとなります。